



令和2年4月28日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

立川市主催イベント・公共施設等の利用の中止・休止と 立川市立小中学校の臨時休業を5月31日(日)まで延長します。

立川市主催イベント・公共施設等の利用の中止・休止については5月6日(水・祝)まで、立川市立小中学校の臨時休業については5月8日(金)までとじていましたが、これらの期間を**5月31日(日)まで延長**することとしました。なお、小中学校については、児童・生徒たちへのケアのため、以下の取組を実施します。

1 児童・生徒への学習支援等

曜日や時間ごとに学年を設定するなどし、三密を避け、週1回、1単位時間程度、健康確認や学習課題の配布及び課題提出、相談に応じる「ガイダンス日」を設定します。

- ・対象：希望者
- ・日程：各学校で設定。各学年で週1回程度

2 「ガイダンス日」の取組

・学習課題を配布します

各学校において、児童・生徒の臨時休業期間中の学習課題を配布し、その学習方法や提出方法について教員が短時間の指導を行います。

・課題の提出及び相談を実施します

各学校において、学習課題の提出、また希望者に対して心身の健康や学習に関する相談に教員やスクールカウンセラーが対応します。

【問い合わせ】

■立川市主催イベント・公共施設等に関すること

立川市市民生活部生活安全課 担当：大石 内線 2140

■立川市立小中学校に関すること

立川市教育部指導課 担当：寺田 TEL042-523-2132